

内閣総理大臣

吉田 茂 殿 (各通)

行政管理庁長官

橋本龍伍 殿

日本学術会議会長代理 我妻 栄

科学技術行政協議会について(要望)

学術体制刷新委員会で、日本学術会議のことが議せられる際にこれと平行して科学技術行政の事項をも慎重に審議され、その結果これについて同委員会は、次のような答申がなされた。

「従来わが国においては、科学研究の成果を迅速かつ総合的行政諸施策を活用せず、加うるに各省科学技術行政の連絡調整十分ならず、科学と国策とは相遊離し、行政全般に科学性を欠く憾みがあつた。他方、基本的諸科学の振興についても、政府は、十分の熱意と理解を有せず、貧弱な施設と零細な資金、資材のもとに、有能な研究者をして十分その驥足を伸すことを不可能ならしめた。

以上の弊を是正するため、政府においては、次の如き措置を速かに講ぜられるよう要望する。

1. 内閣に新たに科学技術行政協議会を設け、日本学術会議の代表者、民間産業界の有識者及び各省関係官をもつてこれを組織し、日本学術会議の意志を政府に連絡反映させ、各省間の科学技術行政の連絡調整を図る機関とすること。なお、この協議会に事務局を置き、その活動を遺憾なきようにすること。

政府は、この答申を採択し、法的措置を講ぜられ、昭和23年法律253号をもつて科学技術行政協議会法が公布され、昭和24年1月20日日本学術会議と同時に発足したものである。

日本学術会議においては、科学技術行政協議会設置の趣旨に鑑み、同協議会と表裏一体となつて、当会議で決定した諸事項の実現及び政府の科学振興対策について協力し、又同協議会はその設置の使命を果すべく行政各部と協調し、着々と業績を挙げて今日に至つたのである。ところが、今回政令諮問委員会においては、日本学術会議はそのまま存置することにしたのにもかかわらず、同協議会を廃止するよう答申されているが、かくては、わが国の科学技術者の代表であつた学術体制刷新委員会が、相当の時日を費して熱心に討議した結果その精神がふみにじられるばかりでなく、日本学術会議において、わが国の科学振興の諸事項について論議採決した重大な事項の実施に支障をきたし当会議設立の趣旨にもとるものと思われるのみでなく、この後のわが国としては広く世界の新知識を科学技術の上に取り入れて独りわが国だけでなく全世界の福祉のために貢献せねばならないときに、凡そそれと反対な結果に陥入りはしないだろうか。かくては、憂慮に堪えないと思料するので、行政整理の実施に伴つては、この点を深く御考え願いたい。